

役員及び評議員報酬規程

令和2年3月26日 理事会制定

給与規程第8号

令和7年6月11日改定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人光産業創成大学院大学(以下「この法人」という。)の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。ただし、本条第3号に定める者を除くものとする。

(3) 職員兼務役員とは、法人において勤務することが常態である者の内、就業規則第2条に規定する職員としての職務を本務とする役員をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。

(4) 非常勤の役員とは、法人において勤務することが常態でない役員をいう。

(5) 非常勤監事とは、法人において勤務することが常態でない役員をいう。

(6) 職員評議員とは、法人の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。

(7) 報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価とする受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

この役員の報酬には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(8) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員 報酬、退職慰労金

(2) 職員兼務役員 報酬

(3) 非常勤の役員に対しては、会議出席(書面出席を除く)の都度、日額報酬を支給する。

(4) 評議員(職員評議員を除く)に対しては、会議出席(書面出席を除く)の都度、日額報酬を支給する。

2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(賞与)

第4条 役員には賞与を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

(1) 常勤の役員の報酬 別表第1に定める額

(2) 職員兼務役員の報酬 別表第2に定める額

(3) 非常勤の役員の報酬 別表第4に定める額

2 常勤の役員に対する退職慰労金は、別表第3に定める算式により算出される額とする。

3 評議員(職員評議員を除く)に対する報酬日額は、別表第5のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 当月1日から当月末日まで(以下「給与算定期間」という。)を1カ月として計算し当月25日に支給する。ただし、支給日が休日または金融機関の休業日にあたる場合は、当該日の直前の金融機関営業日に支払うものとする。

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1週間以内に支払うものとする。

- 2 職員兼務役員に対する報酬の支給の時期は、本条第1項第1号を準用する。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 4 役員及び評議員に対する報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 役員及び評議員に対する報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

（費用）

第7条 役員及び評議員には、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、旅費相当額を支給するものとする。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を必要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第8条 新たに常勤の役員及び職員兼務役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員及び職員兼務役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算する。

（端数の処理）

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（作成、備置き及び閲覧）

第10条 法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間備え置かなければならない。
- 3 法人は、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

（公表）

第11条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第42号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この規程の制定及び施行をもって現にある学校法人光産業創成大学院大学役員報酬規程を廃止する。
- 3 この規程は、令和4年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、令和7年6月11日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

（別表）

別表第1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事（学長）	月額125万円
常務理事	月額100万円

別表第2（職員兼務役員の報酬）

職名	報酬の額
常務理事	月額 10万円

別表第3（常勤の役員の退職慰労金算定式）

学校法人光産業創成大学院大学退職手当規程第3条第1項及び第2項により算出した額に準ずる。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	一回1万円（手取り）
上記の他、法人業務のための勤務	一回1万円（手取り）

（2）監事

	報酬の額
監事監査等への出席	一回1万円（手取り）
理事会等会議への出席	一回1万円（手取り）
上記の他、法人業務のための勤務	一回1万円（手取り）

別表第5（評議員（職員評議員を除く）の報酬）

	報酬の額
評議員会等への出席	一回1万円（手取り）
上記の他、法人業務のための勤務	一回1万円（手取り）